

議 事 録

会議の名称	平成29年第8回本庄市農業委員会総会
開催日時	平成29年8月25日（金） 午後2時から 午後3時30分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議 題	<ul style="list-style-type: none"> 1 第38号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 2 第39号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） 3 第40号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 4 第41号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業規程の変更について 5 報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出について 6 報告第35号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> 1 平成29年第8回本庄市農業委員会総会議案 2 第41号議案 別冊 3 平成29年第8回総会 その他連絡事項 4 平成29年度農業法人経営支援セミナー
主 管 課	農業委員会事務局

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より総会を始めさせていただきます。</p> <p>最初に、開会の言葉を清水会長代理にお願いいたします。</p>
清水会長代理	<p>ご苦労様です。8月ということなので今年で第8回目の総会になりますが、あと残りの総会が今日を含めて6回になりました。充実した6回にしたいと思いますので今後とも宜しくお願いします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。昨日は非常に暑くてまだ夏があったのだと安心したのですけれども、皆さんご存知のとおり40年来の記録の雨続きだそうです。先日、県へ行きましたら、高温用の「彩のきずな」は低温には弱いということがはっきり分かってしまい、県としても慌てております。大規模農家の方は、天候状況を考慮して、高温・低温に対応できる品種をリスク配分して、作付けしていますので、今までの「彩のかがやき」を多く生産し、「彩のきずな」は未だそれほど生産していないのではと思います。</p> <p>皆さんと同様に、私もブロッコリー・キャベツを作付けしておりますが、本庄市の利根川沿いは雨が降り続くと次の日に植えられませんが、児玉地域は丘陵地であり、水はけが良いので、雨の次の日であっても定植できます。このような天候のときこそ、農地中間管理事業を利用し、児玉地域に農地を確保してあれば、本庄地域の方も利用できるのでは良いのではないかと思います。また、天候についても、我々は様々な経験をしておりますので、若い就農者へ天候に応じた耕作の方法などを伝えていただければ、幸いですと思っております。これで、開会の挨拶にいたします。本日は、よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員36名全員の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入りますが、本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いたします</p>

	す。
議長	<p>着座のまま失礼します。議事に入る前に本日の議事録署名委員及び会議書記の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>本日は、34番関根道夫委員と35番間正委員に議事録署名委員をお願いいたします。また、会議書記は事務局職員の中村主査を指名いたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>第38号議案農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>第38号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。第38号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件で、それらは、3件とも売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、「全部効率利用要件」で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、「農作業常時従事要件」で、農作業に常時従事すること。次に、「下限面積要件」で、本庄市では経営面積の合計が50a以上であること。次に、「地域との調和要件」で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町上真下地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、林委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>

議長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、33番の池田芳野委員につきましては、申請人が同居の親族として議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(池田芳野委員 退席)</p> <p>整理番号1について、林委員の報告をお願いいたします。</p>
林委員	<p>18番林です。渡人に会って話を聞いて参りました。渡人は現在70歳で、1年前に病気をして重労働はできないので農業に従事できないということです。娘、娘婿と同居しておりますが、家族会議を開き、娘と娘婿も農業はやらないと話し合っただけで決まり、受人の方に耕作をお願いしたいということになったそうです。受人の方は認定農業者であり、渡人と受人の父親は小学校、中学校、高校と同級生で友達付き合いしており、この受人なら一生懸命農業をやってくれるのではないかとお願いしたそうです。皆さまのご審議、宜しくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。はい、荻野委員お願いします。</p>
荻野委員	<p>37番荻野です。基盤整備された農地の価格はいくらなのか、人に聞かれることが多いので、売買価格が分かれば教えて欲しいです。</p>
議長	<p>事務局、回答願います。</p>
中村主査	<p>事務局中村です。お答え致します。申請地全体の面積で、550万円ということでございます。</p>
荻野委員	<p>はい。分かりました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>事務局に申し上げます。池田芳野委員の復席をお願いします。</p> <p>(池田芳野委員 復席)</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、俣田委員でございます。</p>

	<p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、俣田委員の報告をお願いいたします。</p>
俣田委員	<p>7番俣田です。報告いたします。渡人は、相続で申請地1筆のみを取得しましたが、作付けしておりません。受人は40年前から申請地を借り受けて耕作している状況でして、受人に農地を買って欲しいと考えております。皆さまのご審議の程、宜しく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号2について、皆さまからご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の田1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、亀田委員でございます。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、亀田委員の報告をお願いいたします。</p>
亀田委員	<p>20番亀田です。報告いたします。去る8月21日、月曜日の午後には買受人宅を訪問しまして、本人から聞き取りいたしました。買受人は、昭和30年代のお生まれで現在50代前半の年齢です。経営につきましては、議案書では従業者数5人と記載されておりますが、実際はかなりご高齢の家族の方も入れた人数になっているので、ご夫婦と息子の実質3名程度ではないかと思えます。作付けは主に麦を1.6ヘクタール耕作しており、キュウリ、トマトがハウス栽培で合計16アール、葱が20アール、ナスを3アール程度栽培しているそうです。今回許可が出れば買受地については、麦の耕作地を拡大していきたいということです。なお、渡人につきましては、10年ほど前にご主人を亡くしまして、農地を管理していたのですが、高齢のため管理しきれなくなったということで譲りたいということ</p>

	<p>です。買受人の経営力ということで、農業機材等を確認させていただきましたが、トラクターをはじめとした機材を保有しておりますので、生産もしっかりしておりますので適当ではないかと考えます。皆さまのご審議、宜しく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3について、皆さまからご質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、ご異議ございませんので許可といたします。</p> <p>次に、第39号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第39号議案を説明いたしますので、3ページをご覧ください。第39号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、4ページ及び5ページをご覧ください。今回の申請件数は、5件です。田3筆及び畑11筆の面積合計10,360.22㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>

議長	<p>第39号議案について、皆さんからご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>では、私のほうから質問いたしますが5番の借主が藤岡に住んでいる人ですが、児玉町秋山の方を広く借りていると思いましたが、貸主と借主の関係を秋山の近くの方でどなたかご存知の方はありますか。</p>
間正委員	<p>35番間正です。親子だと思えます。</p>
議長	<p>分かりました。それでは、お諮りいたします。第39号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第39号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第40号議案農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第40号議案を説明いたしますので、6ページをご覧ください。第40号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、7ページ及び8ページをご覧ください。申請件数は、11件で、所有権移転5件、賃借権4件及び使用貸借権2件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1の審議ですけれども、整理番号2と受人及び申請事由が同一であり、権利区分が所有権移転と賃借権で異なるものの、一の転用目的による計画用地であるため、整理番号1及び2の2件について、一括して事務局より説明をお願いいたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1及び2を一括して説明いたします。7ページをご覧ください。まず、整理番号1を説明します。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑6筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>次に、整理番号2を説明します。申請人の住所氏名は、記載のとおりで</p>

	<p>す。申請地は、児玉町長沖地内の畑4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、9ページをご覧ください。5-1及び5-2が一つの大きな太陽光発電施設の計画用地となっています。計画用地内には、農地のほか原野及び雑種地がありまして、その内訳は畑10筆、原野1筆、雑種地1筆となっています。総面積は、9,870㎡です。権利区分としては、斜線部分が5-1で所有権移転、格子部分が5-2で賃借権となっています。</p> <p>いずれにしましても、5-1及び5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われる。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われる。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1及び2について、私 田端から報告いたします。9ページの地図をご覧ください。今局長がおっしゃっていただいたとおり、申請地の南側に小山川が流れており、ここは昔密林だったのですが、今はきれいになって太陽光発電施設が近くにもできております。皆さまの慎重審議よろしく願いいたします。</p> <p>整理番号1及び2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。はい、間正委員どうぞ。</p>
間正委員	<p>35番間正です。事務局にお尋ねしたいのですが、整理番号1番の渡人の一番下に書いてある人の関係でお聞きしたいのですが、この人は既に亡くなっております。受付日が問題になってくると思いますので、事務局にお尋ねいたします。</p>
議長	<p>事務局に申し上げます。この許可申請の受付時点において、当該申請人が生存していたのかどうか確認してください。</p> <p>この際、暫時休憩します。</p>
(14:25)	<p>休 憩</p>
(14:35)	
議長	<p>休憩前に引き続き、総会を開催いたします。</p> <p>事務局からの確認報告を求めます。</p>

津久井専門員	事務局津久井です。受付日は、平成29年7月27日です。確認しましたところ、受付日には当該申請人は死亡されておりました。
事務局長	現実的には、これだけ渡人の人数が多いため、受付日より前に印をもらっておき、提出する行為が、平成29年7月27日になったものと思います。
議長	<p>それでは皆さまに申し上げます。先ほどの間正委員より質疑がありまして、確かに亡くなっている人が申請者になっており、申請上問題がありますので、それを県に報告し対応いたします。</p> <p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、大字なし地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場・事務所用地の一時転用となっています。用途地域は、指定なしです。地区担当は、細野林之助委員でございます。</p> <p>申請地は、本日、お手元に配付しました差替の議案書の10ページをご覧ください。5-3については、公共工事に係る駐車場・事務所用地での一時転用なので、農用地区域内農地であっても一時転用を許可することができることとされておりますが、本申請地は、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請地は、公共工事現場に隣接していますので、その代替可能性はないものと思われまますので、許可相当になるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。さらに、一時転用なので、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるときに限って、許可されることとなりますが、平成30年5月31日までには、申請地を原状回復し返還しますとの理由書が譲受人から提出されていることから、その農地の復</p>

	<p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号4については、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号5について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅・通路用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、12ページをご覧ください。5-5については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号5について、武政委員の報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政、報告させていただきます。渡人は74歳になりまして、いよいよ耕作ができないということで、娘が3人いるのですが、娘も家から皆出てしまい、老夫婦と渡人の妹を含めた3人で暮らしております。金銭的には困ってはいないものの、売れるものならば売りたいとのことです。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号6について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場・資材置場</p>

	<p>用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、長沼委員でございます。</p> <p>申請地は、13ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号6について、長沼委員より報告をお願いいたします。</p>
長沼委員	<p>8番長沼、報告させていただきます。5-6の地図を見ていただきますと、〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇〇〇〇〇〇〇〇の角にある面積が〇〇〇㎡のかなり狭い土地で、今は埋め立てられて畑と同じ状態です。渡人は高齢で農業ができない状態になっておりまして、受人は渡人の家の工事関係の知り合いの人です。受人が申請地を駐車場や資材置き場に使いたいとのことで話がまとまり申請されました。皆さまのご審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号7について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたします。7ページをご覧ください。</p> <p>申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-7については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>

議長	整理番号7について、武政委員より報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政、報告させていただきます。5-7の地図をご覧ください。ここは8つに区画分けてしており、これで6箇所目の転用申請だと思います。今回の受人は市の道路拡張により転居した方で、いい場所を見つけたと喜んでおりました。皆さまのご審議よろしく申し上げます。
議長	整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。 次に、整理番号8について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	整理番号8を説明いたします。7ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南4丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、武政委員でございます。 申請地は、15ページをご覧ください。5-8については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。
議長	整理番号8について、武政委員より報告をお願いいたします。
武政委員	19番武政、報告させていただきます。この案件につきましては、前回申請されましたが、北部用水が通っている関係で保留になり、今回は北部用水問題が解決したということで再度申請されました。皆さまのご審議よろしく申し上げます。
議長	整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)

	<p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、武政委員でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-9については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、武政委員より報告をお願いいたします。</p>
武政委員	<p>19番武政、報告させていただきます。5-9の地図をご覧ください。隣に公園があり、環境の良い場所です。今後、周辺では次々と家が建ち、にぎやかになると思います。皆さまのご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号10について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号10を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、関根延一委員でございます。</p> <p>申請地は、17ページをご覧ください。5-10については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できません</p>

	<p>が、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号10について、関根延一委員より報告をお願いいたします。</p>
関根延一委員	<p>36番関根延一です。報告いたします。渡人と受人は娘が嫁いだ関係で親子関係です。父親に家が建てられそうな土地を相談したところ、申請地を貸すことになったそうです。5-10の地図を見ていただくと申請地は住宅に挟まれております。良い場所だということで受人は納得したらしいです。皆さまのご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号10について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号10の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、整理番号11について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>整理番号11を説明いたします。8ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、宮戸地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域です。地区担当は、金井裕委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-11については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請人所有の第3種農地の転用によって代替できる場合は、転用できませんが、本申請人は、第3種農地を所有していませんので、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号11について、金井裕委員より報告をお願いいたします。</p>
金井裕委員	<p>12番金井裕、報告させていただきます。渡人と受人は親子関係です。5-11の地図をご覧ください。申請地の農地は低い土地であり、最近あまり耕作をしておりませんでした。渡人は高齢のためあまり耕作ができなくなってきた状況で、草も生えていたこともありましたが、最近きれいに</p>

	<p>して、平らにしてあります。皆さまのご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号11について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に、第41号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業規程の変更についてを上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第41号議案を説明いたしますので、19ページをご覧ください。第41号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積円滑化事業規程の変更について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項において準用する第11条の11第4項の規定により、別冊の農地利用集積円滑化規程の変更について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第11条の12第2項において準用する第11条の11第4項の規定により、別冊の農地利用集積円滑化事業規程の変更に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本議案については、本年8月3日に本庄市長から本庄市農業委員長宛に変更承認申請書が提出され、別冊の農地利用集積円滑化事業規程の一部変更についての承認を処分することとなります。また、一部変更理由につきまして、農業協同組合等の一部を改正する等の法律が公布され、平成28年4月1日から施行されたことに伴う対応として一部変更するものです。まず、農地利用集積円滑化規程の一部変更について説明しますので、別冊の1ページをご覧ください。こちらが新旧対照表になっていまして、左欄が変更後、右欄が変更前の表記になっています。右欄の変更前をご覧ください。第4条の事業実施に当たっての調整等の規定のうち、中ほどの「、埼玉県農業会議」を左欄の変更後「、埼玉県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構」に変更するものです。附則としまして、この規程の変更は、行政庁の承認を受けた日から効力を生ずることとしています。2ページから7ページについては、農地利用集積円滑化事業規程を登載してございます。今回の一部変更後の規程となっております。以上で第41号議案の説明を終わります。</p>

議長	<p>第41号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第41号議案については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第41号議案については、原案のとおり承認いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>まず、報告第34号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第34号を説明いたしますので、20ページをご覧ください。報告第34号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、21ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第35号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第35号を説明いたしますので、22ページをご覧ください。報告第35号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、23ページから25ページまでをご覧ください。専決処分件数は、17件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。委員の皆さまからその他何かありましたら、挙手により発言していた</p>

	<p>できればと思います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>その他での発言がないようですので、ここで議長の座を降ろさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>その他連絡事項を説明いたします。A 4 版横置きの両面刷り 1 枚ものです。本日は、4 点ございます。</p> <p>まず、1 点目ですが、9 月総会の開催予定です。9 月 25 日(月)午後 2 時から、本庄市役所大会議室において、開催予定でございます。</p> <p>次に、2 点目です。平成 29 年度農業委員研修会についてです。8 月 31 日(木)午後 1 時 30 分から午後 4 時まで、深谷市民文化会館大ホールで開催されます。マイクロバス及び庁用車で送迎しますので、セルディに正午、市役所に午後 0 時 30 分に集合してください。セルディについてはいつもと同じ場所に並べて駐車をお願いいたします。市役所については前庭駐車場の一番西側の本庄駅と本庄警察署を結んだ道路に近い方に並べて駐車をお願いしたいと思います。研修内容としましては、農地利用最適化推進活動の中で、農業委員・農地利用最適化推進委員が担うべき役割と活性化のためになど、記載の 3 点がテーマでございます。反省会を記載のとおり開催しますので、ご予約ください。その他としまして、研修会に送迎車を利用せず単独で参加する方及び欠席者は、記載のとおりです。反省会の欠席者は、記載のとおりとなっておりますので、ご確認ください。</p> <p>次に、3 点目です。農業法人経営支援セミナーについてです。お手元に配付してあります緑色のリーフレットも合わせてご覧ください。9 月 7 日(木)午後 1 時から午後 5 時まで、大宮ソニックシティで開催されます。埼玉県が主催しております、埼玉県農業会議と農業法人協会が共催となっております。セミナー内容としては、法人としての農業経営における人材育成、地域貢献についてなど記載の 4 点がテーマとなります。本セミナーは、無料となっておりますが、事前申込が必要ですので、出席する場合は、総会閉会後に事務局へ連絡をいただきたいと思います。取りまとめて報告いたします。</p> <p>次に、4 点目です。裏面をお願いします。その他として、田端会長の 9 月末までのスケジュールを記載させていただきました。</p> <p>以上で、その他連絡事項を終了いたします。その他連絡事項で皆さまから何かご質疑はございますか。はい、関根道夫委員どうぞ。</p>
関根道夫委員	<p>3 4 番関根道夫です。平成 28 年 2 月開催の児玉郡市農婚イベントでの</p>

	<p>成果を報告します。参加者の1名の方より、そこで知り合った方と両親の顔合わせも済み、年内に入籍をするという話を聞きました。大変、喜ばしいことと思っております。以上です。</p> <p>(拍手)</p>
事務局長	<p>他に皆さんからございませんか。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>最後に閉会の言葉を井上会長代理からお願いいたします。</p>
井上会長代理	<p>慎重審議ご苦勞様でした。これにて、平成29年第8回本庄市農業委員会総会を閉じたいと思います。</p>

平成29年第8回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	平成29年8月25日(金)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後3時30分
会長	田端 講一
会長代理	清水 茂則 ・ 井上 孝

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人
1	津久井伊知衛	出席		20	亀田 伸一郎	出席	
2	飯島 和憲	出席		21	高橋 清一朗	出席	
3	宮部 延一	出席		22	小暮 明男	出席	
4	杉田 康隆	出席		23	小山 文子	出席	
5	浅見 精治	出席		24	庄田 榮	出席	
6	小川 忠	出席		25	堀口 隼雄	出席	
7	俣田 裕	出席		26	池田 稔	出席	
8	長沼 茂夫	出席		27	田端 講一	出席	
9	松本 健治	出席		28	金井 一吉	出席	
10	細野 林之助	出席		29	高橋 博	出席	
11	奥原 定雄	出席		30	欠 番		
12	金井 裕	出席		31	福島 清次	出席	
13	細野 俊文	出席		32	福田 光男	出席	
14	清水 茂則	出席		33	池田 芳野	出席	
15	塩原 英彦	出席		34	関根 道夫	出席	○
16	井上 孝	出席		35	間正 始	出席	○
17	坂本 静枝	出席		36	関根 延一	出席	
18	林 秀信	出席		37	荻野 浩	出席	
19	武政 恒雄	出席					

説明員

事務局長	飯塚 正英
局長補佐兼農地係長	高山 教子
主査	中村 真敏
専門員	津久井 伊久弥

書記

主査 中村 真敏